

公布された規則のあらまし

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 86 号）

- 1 母子及び寡婦福祉法及び母子及び寡婦福祉法施行令の題名の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（題名、第 1 条、様式第 9 号、様式第 16 号、様式第 18 号及び様式第 19 号関係）
- 2 母子寡婦福祉資金の名称を母子父子寡婦福祉金に改めることとした。（様式第 1 号及び様式第 5 号関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。